



2020年5月12日

各位

会社名 株式会社エフテック
代表者名 代表取締役社長 福田 祐一
(コード番号 7212 東証第1部)
問い合わせ先 取締役兼専務執行役員 青木 啓之
(TEL 0480-85-5211)

役員の報酬額の改定及び役員報酬制度の見直しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の役員（取締役及び監査役）の報酬額の改定とともに、役員退職慰労金を廃止し、新たに当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下、合わせて「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入することを決議し、報酬額の改定、業績連動型株式報酬制度の導入及び役員退職慰労金の廃止に関する議案を2020年6月開催予定の第65回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役及び監査役の報酬額の改定

当社の役員の報酬額は、2007年6月24日開催の第52回定時株主総会において、当社の取締役の報酬限度額は、月額2,500万円以内、また、当社の監査役の報酬限度額は、月額400万円以内としてご承認をいただいております。

今般、取締役の監督機能の一層の活性化及び執行役員制度の有効活用を狙いとした取締役の構成の見直しや員数の削減、また、経済情勢や経営環境の変化による取締役及び監査役の責務の更なる増大を考慮して、取締役の報酬限度額を年額3億円以内（うち社外取締役は、年額2,000万円以内。使用人兼務取締役に対する使用人部分給与は含みません。）、監査役の報酬限度額は、年額5,000万円以内に改定する旨の議案を本株主総会に付議いたします。本改定以降、役員報酬を機動的に運用できる報酬体系にいたしたいと存じます。

2. 業績連動型株式報酬制度の導入について

- (1) 当社は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、価格下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入いたします。
- (2) 業績連動型株式報酬制度の導入は、本株主総会において、導入に伴う報酬の額及び内容の決定に係る承認を得ることを条件といたします。
- (3) 取締役等の報酬は、現在、「基本報酬」、「賞与」及び「役員退職慰労金」により構成されておりますが、業績連動型株式報酬制度の導入及び役員退職慰労金制度の廃止により、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されることとなります。

3. 役員退職慰労金制度の廃止について

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、現行の役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止いたします。

また、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役については、本株主総会終結時までの在任期間に応じた役員退職慰労金を打ち切り支給することを本株主総会に付議いたします。その支給の時期については、各取締役及び監査役が退任した時といたします。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微となります。

4. 業績連動型株式報酬制度に係る報酬等の額及び内容

(1) 概要

業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、あわせて「当社株式等」といいます。）を、本信託を通じて、各取締役等に給付する株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として、退任後といたします（詳細については下記（9）のとおりといたします。）。

(2) 対象者

当社の取締役等といたします。

(3) 対象期間

2021年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」という。）及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度（取締役会で別途3事業年度を超える期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間（以下、当初対象期間とあわせてそれぞれの期間を「対象期間」といいます。）といたします。

(4) 信託期間

2020年8月（予定）から本信託が終了するまでといたします。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものといたします。

信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間において取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付未了のものを除きます。）及び金銭（以下、あわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額（残存株式については、当該対象期間の開始日の前日における時価をもって当該金額とします）と追加拠出される信託金の合計額は、上記の上限額の範囲内といたします。

※当社株式取得資金には、信託報酬等の必要費用の見込み額を含んでおります。

(7) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記（6）により当社から拠出された株式取得資金を原資として、上記（6）に記載される上限額の範囲内で株式市場または当社の自己株処分を引き受ける方法を通じて行います。取得方法の詳細については、本株主総会后に改めて当社にて決定し、開示いたします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、144,000株を上限として取得するものといたします。

また、取締役等に対して給付を行う当社株式等の総数の上限は、上記（6）の信託金の上限を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(8) 取締役等に付与する当社株式の算定方法及び上限

取締役等には、各事業年度に関して、株式給付規程に基づき役位及び業績目標の達成度に応じて算出されたポイントが付与されます。取締役等に当初対象期間中の1事業年度毎に付与するポイント数の合計は、48,000ポイントを上限とする予定です。

なお、付与されたポイントは、取締役等に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします。）。ただし、本株主総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(9) 取締役等に対する当社株式等の給付

原則として、取締役等が退任等し、株式給付規程に定める受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイント数に応じた数の当社株式を給付します。ただし、一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(10) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記（9）により取締役等に給付される前の当社株式）に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使とします。

(11) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

(12) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償

で取得した上で、当社の取締役会決議により消却する、または、取締役等と利害関係のない公益法人等へ寄付することを予定しています。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の付与ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、取締役等と利害関係のない公益法人等へ寄付することを予定しています。

(13) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

【本信託の概要】

- | | |
|-------------|--|
| ① 名称 | : 役員向け株式給付信託 |
| ② 委託者 | : 当社 |
| ③ 受託者 | : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| ④ 受益者 | : 取締役等のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| ⑤ 信託管理人 | : 当社と利害関係を有しない第三者 |
| ⑥ 本信託契約の締結日 | : 2020年8月(予定) |
| ⑦ 金銭を信託する日 | : 2020年8月(予定) |
| ⑧ 信託の期間 | : 2020年8月(予定)から本信託が終了するまで(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。) |

以上